

2012年8月17日
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国人民銀行公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第231号)

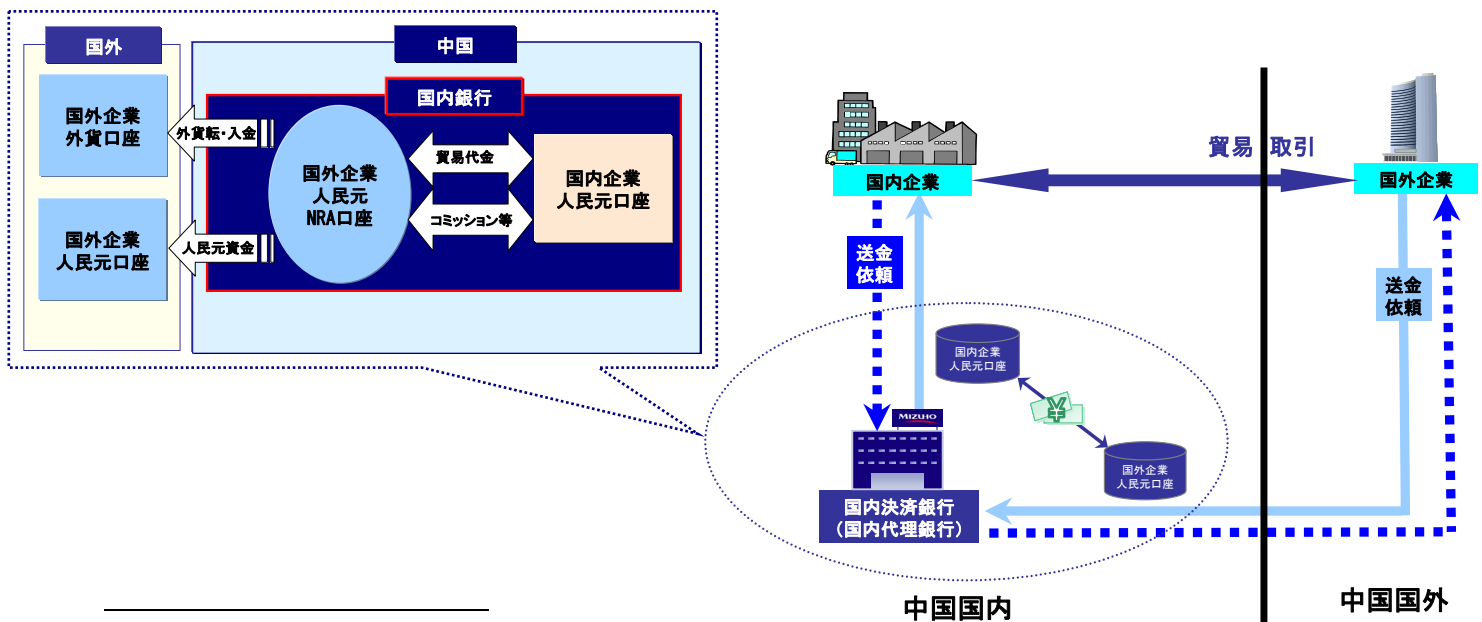
中国人民銀行、国外機関の 人民元非居住者口座に係る規定を公布 ～人民元非居住者口座からの外貨転が可能に～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行は2012年7月26日付で、『国外機関の人民元銀行決済口座の開設および使用に関する問題についての通達』（銀発[2012]183号、以下、『183号通達』という）を公布しました。『183号通達』は国外機関の人民元非居住者口座（NON-RESIDENT ACCOUNT、以下、「人民元 NRA 口座」という）につき、人民元 NRA 口座の預入・払出範囲の明確化を図ったほか、従来は原則として禁止されていた人民元 NRA 口座資金の外貨転を認める旨、規定しています。

中国人民銀行は2010年8月、『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』（銀発[2010]249号、以下、『249号弁法』という）を公布。人民元建てクロスボーダー貿易決済の進展にあわせ、国外機関による人民元 NRA 口座の開設を認めました。さらに2011年に入り、資本項目に係る人民元資金も中国人民銀行の同意を得た上で人民元 NRA 口座において使用可能であると規定するなど¹、資本項目における人民元建てクロスボーダー決済の規制緩和に伴い、その取扱範囲も徐々に拡大していきました。

【図表1】人民元 NRA 口座を利用した人民元建て決済例（イメージ図）



¹ 『クロスボーダー人民元業務に関する問題の明確化についての通達』（銀発[2011]145号）第1条。

しかし『249号弁法』では人民元 NRA 口座の預入・払出範囲につき、「国外機関が法に基づき人民元資金の受取・支払手続を行う場合、銀行に銀行決済口座の開設を申請し、法に基づき実施する各種人民元建てクロスボーダー業務に使用することができる」（『249号弁法』第4条）としか規定されておらず、具体性に欠けていたほか、「国外機関の銀行決済口座内の資金は外貨に兌換して使用してはならない（ただし別途、明確な規定のある場合を除く）」（『249号弁法』第14条）とし、原則として人民元 NRA 口座資金の外貨転を認めていませんでした。

こうした点につき、『183号通達』では人民元 NRA 口座の預入・払出範囲について詳細に規定。また人民元 NRA 口座資金の外貨転についても「相応する手続を履行した後、国外機関の人民元銀行決済口座内の資金は、外貨購入・払出を行うことができる」とし、規制緩和を実施しています。このほか人民元 NRA 口座は「中国国内に1つの基本預金口座しか開設することができない」としたものの、実需に応じて一般預金口座や専用預金口座の開設を認めるなど、居住者の人民元銀行決済口座同様、複数の口座開設を認めています²。

『183号通達』の詳細については、以下をご参照ください。

□ 人民元 NRA 口座の預入・払出範囲

人民元 NRA 口座の預入・払出範囲につき、『249号弁法』では以下のように規定していました。

『249号弁法』

第4条 国外機関が法に基づき人民元資金の受取・支払手続を行う場合、銀行に銀行決済口座の開設を申請し、法に基づき実施する各種クロスボーダー人民元業務に使用することができる。

この点につき、『183号通達』では以下のように預入・払出範囲を具体的に規定しています。

【預入範囲】

- ✓ クロスボーダー貨物貿易、サービス貿易、所得および経常移転等の経常項目に係る人民元建て決済の収入。
- ✓ 政策が明確に許可または認可している資本項目に係る人民元収入。
- ✓ クロスボーダー貿易に係る人民元建て融資資金。
- ✓ 口座に発生する利息。
- ✓ 同一名義またはその他の国外機関の国内人民元銀行決済口座から取得する収入。
- ✓ 中国人民銀行が定めるその他の収入。

【払出範囲】

- ✓ クロスボーダー貨物貿易、サービス貿易、所得および経常移転等の経常項目に係る人民元建て決済の支払。
- ✓ 政策が明確に許可または認可している資本項目に係る人民元の支払。
- ✓ クロスボーダー貿易に係る人民元建て融資の利息および融資資金の返済。
- ✓ 銀行費用の支払。
- ✓ 中国人民銀行が定めるその他の支払項目。

なお弊行が中国人民銀行にヒアリングしたところによると、人民元 NRA 口座の預入範囲の1つに挙げられている「同一名義またはその他の国外機関の国内人民元銀行決済口座から取得する収入」

² 上海市など一部地域では従前より、人民元 NRA 口座につき、基本預金口座以外にも、実需に応じて一般預金口座の開設を認めていた。『「中国人民銀行の“国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法”印刷・配布に関する通達」の転送についての通達』（上海銀発[2010]203号）など参照。

は中国国内の口座からの入金に限られており、例えば国外機関が国外に保有している同一名義口座からの入金は原則として含まない、との回答を得ているため、実務上、留意する必要があります³。

□ 人民元 NRA 口座の資金使途に係る規制緩和措置

『183号通達』第4条では人民元 NRA 口座の資金使途につき、従来は認められていなかった外貨転を認める旨、明確に規定。また、人民元 NRA 口座資金を国内融資のための質権設定に使用することを許可するなど、人民元 NRA 口座の資金使途につき、規制緩和を実施しています。

『183号通達』

四. 国外機関の人民元銀行決済口座の使用について

- (四) 相応する手続を履行した後、国外機関の人民元銀行決済口座内の資金は、外貨購入・払出を行うことができる。
- (七) 国外機関の人民元銀行決済口座は普通預金口座である。国外機関は人民元決済口座資金につき、国内融資のための国内における質権設定に使用することができる。

□ 複数の人民元 NRA 口座の開設を許可

『183号通達』第1条では、国外機関による人民元 NRA 口座開設につき、「中国国内に1つの基本預金口座しか開設することができない」と規定。ただし人民元建てクロスボーダー業務の必要がある場合、一般預金口座および専用預金口座の口座を開設が可能であるとし、居住者の人民元銀行決済口座と同様の取扱を認めています。ただし口座開設は『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号）や『人民元銀行決済口座管理弁法実施細則』（銀發[2005]16号）といった関連規定に基づき手続を行う必要があるため、人民元 NRA 口座の一般預金口座は原則、基本預金口座開設銀行以外の銀行に開設する必要があります。

❖ 人民元銀行決済口座の種類

『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号）では、「銀行決済口座」について、「預金者が銀行に開設する人民元の流動性預金口座」のことでありと定義し、以下のように分類しています。

| | 口座種類 | 概要 |
|-----------|--------|---|
| 人民元銀行決済口座 | 基本預金口座 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 預金者が日常の振替決済や現金受取・支払のために開設する銀行決済口座。(注意：居住者の基本預金口座は現金取引可能であるが、人民元 NRA 口座の基本預金口座は原則、現金取引不可。実需がある場合、中国人民銀行の認可が必要) ✓ 基本預金口座は一預金者一口座に限定。 |
| | 一般預金口座 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 預金者が借入金やその他の決済のために、基本預金口座の開設銀行以外の銀行において開設する銀行決済口座。 |
| | 専用預金口座 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 預金者が法律、行政法規および規則に基づき、特定の用途に係る資金に対して専門的な管理・使用を実施し、開設する銀行決済口座。 |
| | 臨時預金口座 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 預金者が臨時的な経営活動のために規定の期限内において使用・開設する銀行決済口座。 |

※ 居住者人民元口座と人民元 NRA 口座とでは、取扱が異なる可能性があります。

³ ただし地域によって取扱が異なる可能性があるため、実務上は慎重に対応する必要があります。

中国人民銀行の発表によると、2012年7月の人民元建てクロスボーダー決済額は計2595億元、2012年累計では1兆6,129億元の規模に達しています（詳細は図表3参照）。このうち昨年、規制緩和が図られた人民元建て外商直接投資額は2012年7月時点で1,060億元の規模に達し、昨年同年の907億2,000萬元をすでに上回っているなど、人民元建てクロスボーダー決済が着実に進展していることがうかがわれます。

この度『183号通達』の公布に伴い、人民元 NRA 口座資金の外貨転が認められるなど、規制緩和が図られたものの、なお人民元 NRA 口座への入金範囲に制限が設けられているなど、依然として留意すべき点が多くなっている点は否めません。

また欧州債務危機など、国際経済の不透明さが強まる中、中国政府は依然としてクロスボーダーの資金移動に対しては厳しい目を光らせており、慎重な姿勢を崩していません。

このため今後も人民元建てクロスボーダー決済に関しては、引き続き金融当局の政策動向にあわせた対応をとる必要があります。

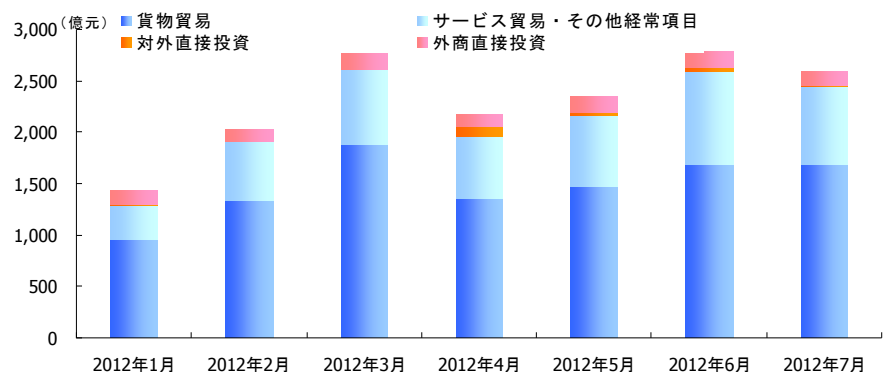
『183号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳（仮訳）、および14ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続きに関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

【図表2】 人民元建てクロスボーダー決済に関する主な動向

| | |
|----------------------|--|
| 09年4月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国國務院常務會議、上海・広州・深セン・珠海・東莞の5都市で人民元建てクロスボーダー貿易決済を試験的に導入すると決定。 ✓ 中国国外の試行地域は、香港、マカオ、アセアン諸国に決定。 |
| 09年6月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民銀・HKMA、人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る覚書に調印 |
| 09年7月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民銀など、人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る『管理弁法』、『実施細則』を公布・施行。6日、中国と香港との間で人民元建てクロスボーダー貿易決済始動。 |
| 09年12月 ～ 10年5月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 貿易外取引における人民元建てクロスボーダー決済を許可。 ✓ 試行企業以外の企業に対しても、輸入貿易決済および貿易外取引に係る人民元建てクロスボーダー決済を許可。 ✓ 中国国外企業による人民元 NRA 口座の開設を許可。 ✓ 国外直接投資や国外貸付など、一部の資本取引における人民元建てクロスボーダー決済を試験的に解禁。 |
| 10年6月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国国外の対象地域に関する制限を正式に撤廃。 ✓ 国内試行地域に、新たに18省市を正式に追加。 (北京市、天津市、内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒竜江省、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、湖北省、広西チワン族自治区、海南省、重慶市、四川省、雲南省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区) |
| 10年8月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国国外の決済銀行による人民元建て債券運用を条件付きで解禁。 |
| 10年12月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民銀など、第2次試行企業リスト(計67,359社)を公布。 |
| 11年1月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民銀、国内企業による人民元建て国外直接投資を正式に解禁。 |
| 11年6月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民銀、『145号通達』を公布。人民元建て直接投資など、試験的に実施している資本取引に係る手続について規定。 |
| 11年8月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国国内の対象地域に関する制限を正式に撤廃。 |
| 11年10月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 商務部・人民銀、人民元建て直接投資に関する規定を公布。人民元建て直接投資が正式に始動。 |
| 12年3月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出貨物貿易に係る試行企業制度を撤廃。輸出入経営資格を保有している企業であれば、すべて人民元建て輸出貨物貿易決済が実施可能に。 |
| 12年5月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国本土企業による香港での人民元建て債券発行に係る規定を公布。 |
| 12年6月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民元建て輸出貨物貿易決済の「重点監督管理リスト」を発表。試行企業以外の企業による人民元建て輸出貨物貿易決済が実質的に可能に。 ✓ 人民銀、人民元建て外商直接投資・対外債務に関する実施細則を公布。人民元建て対外債務はすべて発生額管理に。 |
| 12年7月 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民銀、人民元 NRA 口座に係る規定を公布。人民元 NRA 口座資金の外貨転が可能に。 |

(中国人民銀行、商務部などの規定に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表3】 2012年人民元建てクロスボーダー決済額推移（月次）



(中国人民銀行 HP に基づき、中国アドバイザー一部作成)

中国人民銀行
銀発[2012]183号

『国外機関の人民元銀行決済口座の開設および使用に関する問題についての通達』

中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、各省都（区都）都市中心支行、副省級都市中心支行、国家開発銀行・各政策性銀行、各国有商業銀行・株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行：

国外機関の人民元銀行決済口座に係る管理を強化し、国外機関の人民元銀行決済口座の開設および使用を規範化し、貿易・投資の利便化を図るため、『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号）、『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号）、『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』（銀発[2010]249号）等の関連規定に基づき、ここに関連する事項について以下のように通知する。

一、国外機関の人民元銀行決済口座の開設について

- (一) 国外機関は、中国国内に1つの基本預金口座しか開設することができない。国外機関は基本預金口座を開設した後、『人民元銀行決済口座管理弁法』および『人民元銀行決済口座管理弁法実施細則』（銀発[2005]16号）等の銀行口座管理制度に基づき、人民元建てクロスボーダー業務手続の必要に応じて一般預金口座および専用預金口座を開設することができる。
- (二) 国内銀行業金融機関（以下、「銀行」という）は措置を講じて国外機関が国外において合法的に登録・設立されていることに係る証明文書、国内で関連する活動を実施する際に依拠した法規制度または政府主管部門の承認文書等の口座開設に係る証明文書に対して審査を実施し、口座開設に係る証明文書の真実性、コンプライアンス性および完全性を確保し、併せてそれに基づき国外機関による国内での人民元銀行決済口座開設に対する合法性審査に関する声明書に署名・捺印しなければならない（添付文書1参照）。国外機関が基本預金口座の開設を申請する場合、銀行は合法性審査に係る声明書および国外機関の口座開設申請書、口座開設証明文書を一括して中国人民銀行の所在地拠点機関に審査のために送付しなければならない。

銀行はその国外拠点機関等のその他の機関を介して合法的、かつ信頼できる措置を講じ、国外機関の身分およびその口座開設証明文書の真実性、合法性に対する審査の補助とすることができる。

- (三) 国外機関が人民元銀行決済口座を開設する際に法定代表者または単位責任者の有効な身分証明書を提供することができない場合、会社定款に定める口座署名有権者の有効な身分証明書を提出し、かつ同時に会社定款を提出することができる。

- (四) 国外機関が人民元銀行決済口座を開設する際に提出する当該機関が国外において合法的に登録・設立されていることに係る証明文書、法定代表者もしくは単位責任者、または口座署名有権者（以下、「責任者」と総称する）の有効な身分証明書等の口座開設証明文書は原本でなければならない。口座開設証明文書が中国語ではない場合、対応する中国語に翻訳した上、翻訳文書上に単位公印もしくは財務専用印を押捺するか、または口座の署名有権者の署名・捺印がなければならない。銀行は翻訳文書と原本との一致性に対して照合を行わなければならない。
- (五) 国外機関の人民元銀行決済口座の預金者名称、口座名称、責任者の名称は中国語または英語にすることができる。国外機関が国外において合法的に登録・設立されていることに係る証明文書、責任者の有効な身分証明書に中国語の名称が記載されている場合、中国語を採用しなければならない。中国語以外または英語以外の名称が記載されている場合、翻訳後の中国語を使用しなければならない。中国語を採用する場合、中国語簡体字の全称でなければならない。英語を採用する場合、英語大文字の全称でなければならない。
- (六) 国外機関が銀行決済口座を開設する場合、「単位銀行決済口座開設申請書」を記入しなければならない。そのうち「預金者類別」欄は「国外機関」と記入し、「電話番号」欄は国外機関の国外連絡先電話番号を記入し、「住所」欄は国外機関の国外連絡先住所を記入し、「郵便番号」欄は国外機関の国外連絡先住所の郵便番号を記入し、「地区コード」欄は国外機関登録地の国または地区名称の略称および3ケタの国または地区コード（添付文書2『世界各国・地区の名称およびコード』参照）を記入し、「口座番号」欄は「NRA」＋アラビア数字の口座番号を記入しなければならない。国外機関が国家外貨管理局の発行した特殊機構コードを保有している場合、特殊機構コードを組織機構コードとして記入する。国外機関が国内に連絡方式を有している場合、備考欄または空白欄に国内の連絡先電話番号、住所、郵便番号を記入しなければならない。
- 国外機関が単位公印または財務専用印を有しておらず、銀行の事前留保印が口座署名有権者の署名・捺印である場合、口座開設申請書3枚綴りにそれぞれ口座署名有権者の署名・捺印を受けなければならない。
- (七) 国外機関の開設する人民元銀行決済口座情報を人民元銀行決済口座管理システムに入力する場合、「預金者類別」欄は「国外機関」と入力し、「電話番号」欄は国外機関の国外連絡先電話番号（書式は国番号＋地域番号＋電話番号）を入力し、「住所」欄は国外機関の国外連絡先住所を入力し、「郵便番号」欄は統一して「000000」を入力し、「地区コード」欄は統一して「上海市（2900）」を入力し、「組織機構コード」欄は国家外貨管理局が発行する特殊機構コードを入力し、「備考」欄の最前面には「NRA」＋3ケタの国または地区コードを入力し、かつ中国語のセミコロン「;」によって分割した後、国外機関の本来の国外郵便番号を入力する。

国外機関が国内に連絡方式を有している場合、備考欄に国内の連絡先住所、電話番号および郵便番号等を入力しなければならない。国外機関の預金者名称等の情報が完全に入力できない場合、備考欄に説明を加えなければならない。

- (八) 国外機関が銀行決済口座の開設、変更、閉鎖に係る手続を行う際に、口座開設許可証の再発行（交換発行）等の業務を申請する場合、責任者は直接、またはその他の者に授権して手続を行うことができる。責任者が直接、手続を行う場合、責任者の有効な身分証明書を提出しなければならない。その他の者に授権して手続を行う場合、責任者の有効な身分証明書および当該責任者が作成した授権書、ならびに被授権者の有効な身分証明書を提出しなければならない。
- (九) 国外機関が国内に連絡先住所を有している場合、国内の連絡先住所および国外の連絡先住所のうち、1つを主要な連絡方式として確定し、銀行による記帳照合等の業務のために便宜を図らなければならない。国内の連絡先住所または国外の連絡先住所に変更が発生した場合、国外機関は5営業日以内に銀行に変更申請を提出しなければならない。
- (十) 国外機関が開設する基本預金口座、一般預金口座、専用預金口座は現金業務を取り扱ってはならない。基本預金口座および専用預金口座に、現金業務を取り扱う必要が確かにある場合、中国人民銀行の認可を受けなければならない。

二. 国外機関が人民元銀行決済口座を開設する特殊な状況について

(一) 特殊な国外機関投資家について。

国外中央銀行（通貨当局）による通貨スワップの実施、国外銀行によるクリアリングまたは決済サービスの提供、適格国外機関投資家による証券投資の実施、国外機関による銀行間債券市場への投資、ロシア金融機関による人民元売買業務の実施において、人民元銀行決済口座を開設する必要がある場合、引き続き『通貨当局の国内銀行業金融機関における人民元銀行決済口座開設に関する事項についての中国人民銀行弁公庁の通達』（銀弁発[2010]101号）、『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則』（銀発[2009]212号）、『人民元銀行決済口座管理弁法』、『国外人民元クリアリング銀行等の3類機関による銀行間債券市場における人民元投資の運用試行に関する事項についての中国人民銀行の通達』（銀発[2010]217号）、『ロシアモスクワ銀行間通貨取引所の人民元対ルーブル取引における人民元クリアリングに関する問題についての中国人民銀行の通達』（銀発[2011]222号）等の規定に基づき執行する。

上述の機関が関連する法律、行政法規、部門規則または政府主管部門の承認文書に基づき人民元業務に従事する際に、さらにその他の人民元銀行決済口座を開設する必要がある場合、もとの開設済の専用預金口座を閉鎖し、『人民元銀行決済口座管理弁法』、『国外機関の人民元

銀行決済口座管理弁法』および本通達等の関連規定に基づき、国外機関の人民元基本預金口座および専用預金口座を開設することができる。そのうち、基本預金口座は日常の人民元振替決済に使用し、口座開設証明文書は法律、行政法規、部門規則または政府主管部門の承認文書であり、口座の預入・払出範囲は一般的な国外機関の基本預金口座の預入・払出範囲と同じである。専用預金口座を関連制度の要求に基づき使用し、特定の用途に係る資金に対して専門的管理を実施する場合、口座開設依拠は中国人民銀行、国家外貨管理局またはその他の政府主管部門の承認文書であり、口座の預入・払出範囲は承認文書の規定に基づき厳格に執行する。

上述の機関は一般預金口座、臨時預金口座を開設してはならない。ただし中国人民銀行が別途、規定している場合を除く。

(二) その他の国外機関投資家について。

国外投資家の経営の必要による不良債権の譲受、国際開発機関による人民元建て債券の発行、適格国外機関による人民元建て貸付業務および通貨スワップ業務の実施、A株上場会社の外資株主による株式売却および配当において、人民元銀行決済口座を開設する必要がある場合、『人民元銀行決済口座管理弁法』、『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』および本通達等の関連規定に基づき、国外機関の人民元基本預金口座、一般預金口座、専用預金口座を開設する。

基本預金口座を人民元の日常振替決済に使用する場合、口座開設証明文書は法律、行政法規、部門規則または政府主管部門の承認文書であり、口座の預入・払出範囲は一般的な国外機関の基本預金口座に係る預入・払出範囲と同じである。

一般預金口座を貸付またはその他の決済の必要に使用する場合、『人民元銀行決済口座管理弁法』、『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』および本通達等の関連規定に基づき、管理を実施する。

専用預金口座を『国外投資家の経営に必要な不良債権の譲受における人民元決済口座開設に係る問題についての中国人民銀行の通達』（銀発[2005]116号）、『国際開発機関による人民元建て債券発行における銀行決済口座開設等の事項に関する中国人民銀行の回答・承認』（銀復[2005]97号）、『政策性銀行の適格国外機関に対する人民元貸付業務および通貨スワップ業務に関する問題についての中国人民銀行の通達』（銀発[2007]81号）、『A株上場会社の外資株主による株式売却および配当に係る口座開設および外貨管理に関する問題についての中国人民銀行弁公庁の通達』（銀弁発[2009]178号）等の関連規定に基づき使用し、特定の用途に係る資金に対して専門的管理を実施する場合、口座開設の依拠は法律、行政法規、部門規則または政府主管部門の承認文書であり、口座の預入・払出範囲は承認文書の規定に基づき厳格に

執行する。そのうち、A株上場会社の外資株主による株式売却および配当に際して開設する専用預金口座は、上場会社登録地に開設しなければならない。

国外機関が『国外投資家の経営に必要な不良債権の譲受における人民元決済口座開設に係る問題についての中国人民銀行の通達』等の関連規定に基づき専用預金口座または臨時預金口座を開設している場合に、現在、その他の銀行決済口座を開設する必要がないとき、継続して当該口座を使用することができ、口座閉鎖処理を行う必要ない。その他の銀行決済口座を開設する必要があるとき、もとの開設済の銀行決済口座を閉鎖し、『人民元銀行決済口座管理弁法』、『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』および本通達等の関連規定に基づき、国外機関の人民元基本預金口座、一般預金口座および専用預金口座を開設することができる。

(三) 国外辺境貿易企業について。

周辺国家において辺境貿易に従事する企業は、『人民元銀行決済口座管理弁法』、『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』および本通達等の関連規定に基づき、国外機関の人民元銀行決済口座基本預金口座を開設し、預入・払出範囲は『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』および本通達の規定に基づき執行しなければならない。もとの『国外辺境貿易企業および個人による人民元銀行決済口座開設に係る問題についての中国人民銀行弁公庁の承認・回答』（銀弁函[2008]26号）における国外辺境貿易企業による人民元特殊専用預金口座開設に係る規定は今後、適用しない。

国外辺境貿易企業がすでに『国外辺境貿易企業および個人による人民元銀行決済口座開設に係る問題についての中国人民銀行弁公庁の承認・回答』に基づき専用預金口座を開設している場合に、現在、その他の銀行決済口座を開設する必要がないとき、継続して当該口座を使用することができ、口座閉鎖処理を行う必要ない。その他の銀行決済口座を開設する必要があるとき、もとの開設済の銀行決済口座を閉鎖し、『人民元銀行決済口座管理弁法』、『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』および本通達等の関連規定に基づき、国外機関の人民元基本預金口座、一般預金口座および専用預金口座を開設することができる。

三. 開設済の国外機関の人民元銀行決済口座に対する整理・事実確認について

- (一) 2010年10月1日の『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』実施前に、国外機関が人民元建てクロスボーダー決済の試行業務の必要により、人民元銀行決済口座を開設している場合、『人民元銀行決済口座管理弁法』、『人民元銀行決済口座管理弁法実施細則』、『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』および本通達等の関連規定に基づき、整理・事実確認を実施し、人民元銀行決済口座管理システムに組み入れた上、統一的に管理しなければならない。

1. 国外機関が1つの銀行決済口座を開設している場合、口座開設銀行は国外機関と書面方式により、基本預金口座であることを確認しなければならない。口座開設銀行は書面確認状、追加提出が必要な口座開設証明文書を中国人民銀行の所在地拠点機関に報告・送付しなければならない。中国人民銀行の所在地拠点機関は基本預金口座の口座開設許可証を発行する。
2. 国外機関が複数の銀行決済口座を開設している場合、口座開設銀行は国外機関と書面方式により、いずれか1つの銀行決済口座が基本預金口座であることを確認し、その他の銀行決済口座は逐一、一般預金口座、専用預金口座であることを確認しなければならない。

基本預金口座であると確認された場合、口座開設銀行は書面確認状、追加提出が必要な口座開設証明文書を中国人民銀行の所在地拠点機関に報告・送付しなければならない。中国人民銀行の所在地拠点機関は基本預金口座の口座開設許可証を発行する。

一般預金口座、専用預金口座であると確認された場合、口座開設銀行は国外機関に、書面確認状、基本預金口座の口座開設許可証および追加提出が必要な口座開設証明文書を提出するように連絡し、かつ人民元銀行決済口座管理システムを通して中国人民銀行の所在地拠点機関に対して届出を行わなければならない。

- (二) 2010年10月1日以降に、国外機関が『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』に基づき開設した人民元銀行決済口座は、本通達の要求に基づき、関連する口座情報について追加、規範化を行わなければならない。口座開設銀行は国外機関と事実確認を実施し、遅滞なく関連する銀行決済口座の変更手続を行わなければならない。

国外機関が口座の性質を変更する場合、まず銀行決済口座を閉鎖し、その後、新たに銀行決済口座の開設手続を行わなければならない。

- (三) 本通達の公布後から3ヵ月以内に、口座開設条件に合致する銀行決済口座に対して、銀行は遅滞なく国外機関に上述の確認および変更手続を行うように連絡しなければならない。規定の期間内に手続を行わなかった場合、銀行は国外機関との連絡を強化し、かつ国外機関が初めて手続を行う際に、当該機関に対してまず確認および変更に係る補充手続を行うように要求しなければならない。口座開設条件に合致しない銀行決済口座に対して、銀行は国外機関に口座閉鎖手続を行うように通知しなければならない。国外機関が、通知送付日から起算して30日以内に口座閉鎖手続を行わない場合、自発的に口座を閉鎖したものとみなし、振替を行っていない資金を休眠専用口座に組み入れて管理を行わなければならない。

四. 国外機関の人民元銀行決済口座の使用について

- (一) 国内銀行は関係する人民元建てクロスボーダー業務管理関連規定に基づき、国外機関の人民元銀行決済口座資金の預入・払出に係る真実性および合法性に対して厳格な審査を行わなければならない。
- (二) 国外機関の人民元銀行決済口座の預入・払出範囲。
1. 預入範囲。
 - (1) クロスボーダー貨物貿易、サービス貿易、所得および経常移転等の経常項目に係る人民元建て決済の収入。
 - (2) 政策が明確に許可または認可している資本項目に係る人民元収入。
 - (3) クロスボーダー貿易に係る人民元建て融資資金。
 - (4) 口座に発生する利息。
 - (5) 同一名義またはその他の国外機関の国内人民元銀行決済口座から取得する収入。
 - (6) 中国人民銀行が定めるその他の収入。
 2. 払出範囲。
 - (1) クロスボーダー貨物貿易、サービス貿易、所得および経常移転等の経常項目に係る人民元建て決済の支払。
 - (2) 政策が明確に許可または認可している資本項目に係る人民元の支払。
 - (3) クロスボーダー貿易に係る人民元建て融資の利息および融資資金の返済。
 - (4) 銀行費用の支払。
 - (5) 中国人民銀行が定めるその他の支払項目。
- (三) 国外機関の人民元銀行決済口座から国外宛に振替を行う場合、および国外機関の人民元銀行決済口座間で振替を行う場合、銀行は国外機関の指図書に基づき直接、手続を行うことができる。ただし別途規定のある場合を除く。
- (四) 相応する手続を履行した後、国外機関の人民元銀行決済口座内の資金は、外貨購入・払出を行うことができる。
- (五) 国内機関と国外機関の人民元銀行決済口座との間における資金の受取・支払は、クロスボーダー取引に基づき管理を実施する。国内の代金受取・支払銀行は、人民元クロスボーダー取引管理に関する規定に基づき手続を行わなければならない。

- (六) 国内銀行は大口支払システムを通して国外機関の人民元銀行決済口座と国内機関との間におけるクロスボーダー資金の受取・支払手続を行い、かつ振替指図書の取引メッセージに代金の用途を注記しなければならない。経常項目に係る人民元資金の振替手続を行う場合、暫時、大口支払システム決済支払メッセージ（CMT100）の「60－輸出貿易決済」および「62－輸入貿易決済」を使用する。資本項目に係る人民元資金の振替手続を行う場合、暫時、大口支払システム決済支払メッセージ（CMT100）の「70－本土機関による国外での債券発行に係る決済」および「71－本土機関による国外での債券発行に係る支払」を使用する。第2代支払システムが稼動した後は、再度、新たな業務種類に基づき分類処理を行う。
- (七) 国外機関の人民元銀行決済口座は普通預金口座である。国外機関は人民元決済口座資金につき、国内融資のための国内における質権設定に使用することができる。

五. 国外機関の人民元銀行決済管理等の問題について

- (一) 銀行は2013年末までに国外機関の人民元銀行決済口座に対して、口座番号の前部分に「NRA」を统一的に付す銀行内業務システムの調整作業を完了させなければならない。銀行がNRAを付す作業を完了するまで、国外機関の関連する支払指図書の取引メッセージ欄に、「NRA PAYMENT」と注記しなければならない。
- (二) 銀行は、国外機関の人民元銀行決済口座に係る口座開設・閉鎖情報、基本情報の変更、残高情報およびそれと関係する国外主体との間の振替情報を遅滞なく人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに報告・送付しなければならない。中国人民銀行、国家外貨管理局は国外機関の人民元銀行決済口座に係る情報共有システムを構築する。
- (三) 国外機関の口座を介した国外・国内との間に発生する人民元資金の受取・支払、およびそれによって発生する口座残高の変動は、すべて関連規定に基づき国際収支統計申告手続を行わなければならない。
- (四) 国内銀行が国外機関の人民元銀行決済口座に係る外貨購入業務を取り扱う場合、関連規定に基づき外貨売買およびポジション統計に関する情報を報告・送付しなければならない。
- (五) 関連法規において明確に規定されるまで、国外機関の人民元銀行決済口座資金残高は、暫時、現行の対外債務管理に組み入れない。
- (六) 銀行は合理的な措置を講じて国外機関顧客およびその実質支配者を理解し、かつ国外機関顧客のリスクレベルに基づき相応するアンチマネーロンダリング、反テロリストファイナンスに係る措置を講じなければならない。クロスボーダー人民元大口資金取引に係る報告は、『金融機関の大口取引および疑わしい取引に係る報告管理弁法』（中国人民銀行令[2006]第2号）

の大口クロスボーダー取引基準を参照されたい。

六. 本通達は公布日より施行する。以前の関連規定が、本通達と一致しない場合、本通達を基準とする。

- 添付文書
1. 国外機関が開設する人民元銀行決済口座の合法性審査に係る銀行業金融機関の声明書。
 2. 世界各国・地区の名称およびコード

中国人民銀行
2012年7月26日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

中国人民银行
银发[2012]183号
《关于境外机构人民币银行结算账户开立和使用有关问题的通知》

中国人民银行上海总部、各分行、营业管理部、各省会（首府）城市中心支行，副省级城市中心支行；国家开发银行、各政策性银行，各国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：

为加强境外机构人民币银行结算账户管理，规范境外机构人民币银行结算账户开立和使用，促进贸易投资便利化，根据《人民币银行结算账户管理办法》（中国人民银行令[2003]第5号发布）、《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会公告[2009]第10号发布）、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》（银发[2010]249号文印发）等相关规定，现就有关事项通知如下：

一、关于境外机构人民币银行结算账户开立

- （一） 境外机构在境内只能开立一个基本存款账户。境外机构开立基本存款账户后，可以按照《人民币银行结算账户管理办法》和《人民币银行结算账户管理办法实施细则》（银发[2005]16号）等银行账户管理制度，根据办理跨境人民币业务的需要开立一般存款账户和专用存款账户。
- （二） 境内银行业金融机构（以下简称银行）应当采取措施对境外机构在境外合法注册成立的证明文件、在境内开展相关活动所依据的法规制度或者政府主管部门的批准文件等开户证明文件进行审核，确保开户证明文件的真实性、合规性和完整性，并据此出具境外机构在境内开立人民币银行结算账户的合法性审核书面声明并加盖公章（见附件1）。境外机构申请开立基本存款账户的，银行应当将合法性审核书面声明与境外机构的开户申请书、开户证明文件一并送中国人民银行当地分支机构审核。
- 银行可以通过其境外分支机构等其他机构采取合法、可靠的措施，协助审查境外机构身份及其开户证明文件的真实性、合法性。
- （三） 境外机构开立人民币银行结算账户时不能出具法定代表人或者单位负责人的有效身份证件，可以出具公司章程规定的账户有权签字人的有效身份证件，并同时出具公司章程。
- （四） 境外机构开立人民币银行结算账户时出具的其在境外合法注册成立的证明文件、法定代表人或者单位负责人或者账户有权签字人（以下统称负责人）的有效身份证件等开户证明文件应当为原件。如开户证明文件为非中文的，应当翻译为对应的中文，并在翻译件上加盖单位公章或者财务专用章或者账户有权签字人的签章。银行应当对翻译件与原件核对一致。

- (五) 境外机构人民币银行结算账户的存款人名称、账户名称、负责人的名称可为中文或者英文。境外机构在境外合法注册成立的证明文件、负责人有效身份证件上记载有中文名称的，应当采用中文；记载非中文或者非英文名称的，应当使用翻译后的中文。采用中文的，应当为简体中文全称；采用英文的，应当为英文大写字母全称。
- (六) 境外机构申请开立银行结算账户应当填写“开立单位银行结算账户申请书”。其中，“存款人类别”填写“境外机构”，“电话”填写境外机构的境外联系电话，“地址”填写境外机构在境外的联系地址，“邮政编码”填写境外机构的境外联系地址的邮政编码，“地区代码”填写境外机构注册地的国家或者地区名称简称和 3 位国家或者地区代码（见附件 2《世界各国和地区名称及代码》），“账号”填写“NRA”+阿拉伯数字账号。境外机构有国家外汇管理局核发的特殊机构代码的，应当将特殊机构代码作为组织机构代码进行填写。境外机构在境内有联系方式的，应当在备注栏或者空白处填写境内的联系电话、地址、邮政编码。
- 境外机构无单位公章或者财务专用章，银行预留签章为账户有权签字人签章的，应当在开户申请书三联上分别签署账户有权签字人的签章。
- (七) 境外机构开立的人民币银行结算账户信息录入人民币银行结算账户管理系统时，“存款人类别”录入“境外机构”，“电话”录入境外机构的境外联系电话（格式为国际区号+地区号+电话号码），“地址”录入境外机构的境外联系地址，“邮政编码”统一录入“000000”，“地区代码”统一录入“上海市（2900）”，“组织机构代码”录入国家外汇管理局核发的特殊机构代码，“备注”最前面录入“NRA”+3 位国家或者地区代码，并以中文分号“；”分隔后录入境外机构真实的境外邮政编码。如境外机构在境内有联系方式的，还应当在备注中填写境内联系地址、电话及邮政编码等。境外机构的存款人名称等信息不能完整录入的，应当在备注中加以说明。
- (八) 境外机构办理开立、变更、撤销银行结算账户，申请补（换）发开户许可证等业务时，可由负责人直接办理，也可授权他人办理。由负责人直接办理的，应当出具负责人的有效身份证件；授权他人办理的，应当出具负责人的有效身份证件及其出具的授权书，以及被授权人的有效身份证件。
- (九) 境外机构在境内有联系地址的，应当在境内联系地址和境外联系地址中确定一个为主要联系方式，方便银行开展对账等业务。境内联系地址或者境外联系地址发生变更的，境外机构应当在 5 个工作日内向银行提出变更申请。
- (十) 境外机构开立的基本存款账户、一般存款账户、专用存款账户不得用于办理现金业务。基本存款账户和专用存款账户确有办理现金业务需要的，需经中国人民银行批准。

二. 关于境外机构开立人民币银行结算账户的特殊情形

(一) 关于特殊境外机构投资者。

境外中央银行（货币当局）开展货币互换、境外银行提供清算或者结算服务、合格境外机构投资者从事证券投资、境外机构投资者投资银行间债券市场、俄罗斯金融机构开办人民币购售业务，需要开立人民币银行结算账户的，仍按照《中国人民银行办公厅关于有关货币当局在境内银行业金融机构开立人民币银行结算账户有关事项的通知》（银办发[2010]101号）、《跨境贸易人民币结算试点管理办法实施细则》（银发[2009]212号文印发）、《人民币银行结算账户管理办法》、《中国人民银行关于境外人民币清算行等三类机构运用人民币投资银行间债券市场试点有关事宜的通知》（银发[2010]217号）、《中国人民银行关于俄罗斯莫斯科银行间货币交易所人民币对卢布交易人民币清算有关问题的通知》（银发[2011]222号）等规定执行。

上述机构依据相关法律、行政法规、部门规章或者政府主管部门的批准文件从事人民币业务，还需要开立其他人民币银行结算账户的，可撤销原已开立的专用存款账户，按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定，开立境外机构人民币基本存款账户和专用存款账户。其中，基本存款账户用于日常人民币转账结算，开户证明文件为法律、行政法规、部门规章或者政府主管部门的批准文件，账户收支范围与普通境外机构基本存款账户的收支范围一致；专用存款账户用于按照相关制度的要求对特定用途资金进行专项管理，开户依据为中国人民银行、国家外汇管理局或者其他政府主管部门的批准文件，账户收支范围按照批准文件的规定严格执行。

上述机构不得开立一般存款账户、临时存款账户，中国人民银行另有规定的除外。

(二) 关于其他境外机构投资者。

境外投资者因经营受让不良债权、国际开发机构发行人民币债券、合格境外机构办理人民币贷款业务和货币互换业务、A股上市公司外资股东减持股份及分红，需要开立人民币银行结算账户的，按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定，开立境外机构人民币基本存款账户、一般存款账户、专用存款账户。

基本存款账户用于人民币日常转账结算，开户证明文件为法律、行政法规、部门规章或者政府主管部门的批准文件，账户收支范围与普通境外机构基本存款账户的收支范围一致。

一般存款账户用于贷款或者其他结算需要，按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定进行管理。

专用存款账户用于按照《中国人民银行关于境外投资者因经营受让不良债权开立人民币银行结算账户有关问题的通知》（银发[2005]116号）、《中国人民银行关于国际开发机构发行人民

币债券开立人民币银行结算账户等事宜的批复》（银复[2005]97号）、《中国人民银行关于政策性银行为合格境外机构办理人民币贷款业务和货币互换业务有关问题的通知》（银发[2007]81号）、《中国人民银行办公厅关于A股上市公司外资股东减持股份及分红所涉及账户开立与外汇管理有关问题的通知》（银办发[2009]178号）等相关规定对特定用途资金进行专项管理，开户依据为法律、行政法规、部门规章、中国人民银行或者其他政府主管部门的批准文件，账户收支范围按照批准文件的规定严格执行。其中，A股上市公司外资股东因减持股份及分红而开立的专用存款账户，应当在上市公司注册地开立。

境外机构已按照《中国人民银行关于境外投资者因经营受让不良债权开立人民币银行结算账户有关问题的通知》等规定开立专用存款账户或者临时存款账户的，如目前无开立其他银行结算账户需要，可继续使用该账户，无需做销户处理；如需开立其他银行结算账户，可撤销原已开立的银行结算账户，按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定，开立境外机构人民币基本存款账户、一般存款账户和专用存款账户。

（三） 关于境外边贸企业。

周边国家从事边境贸易的企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定，开立境外机构人民币银行结算账户，账户收支范围按照《境外机构人民币银行结算账户管理办法》和本通知的规定执行。原《中国人民银行办公厅关于境外边贸企业和个人开立人民币银行结算账户有关问题的批复》（银办函[2008]26号）关于境外边贸企业开立人民币特殊专用存款账户的规定不再适用。

境外边贸企业已按照《中国人民银行办公厅关于境外边贸企业和个人开立人民币银行结算账户有关问题的批复》开立专用存款账户的，如目前无开立其他银行结算账户需要，可继续使用该账户，无需做销户处理；如需开立其他银行结算账户，可撤销原已开立的银行结算账户，按照《人民币银行结算账户管理办法》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知等相关规定，开立境外机构人民币基本存款账户、一般存款账户和专用存款账户。

三. 关于清理核实已开立的境外机构人民币银行结算账户

（一） 对于2010年10月1日《境外机构人民币银行结算账户管理办法》实施前，境外机构因开展跨境贸易人民币结算试点业务开立的人民币银行结算账户，应当按照《人民币银行结算账户管理办法》、《人民币银行结算账户管理办法实施细则》、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》及本通知的有关规定进行清理核实，纳入人民币银行结算账户管理系统统一管理：

1. 境外机构开立一个银行结算账户的，开户银行应当与境外机构以书面方式确认为基本存款账户。开户银行应当将书面确认函、需补充的开户证明文件报送中国人民银行当地分

支机构，由中国人民银行当地分支机构核发基本存款账户开户许可证。

2. 境外机构开立多个银行结算账户的，开户银行应当与境外机构以书面方式确认其中一个银行结算账户为基本存款账户，其他银行结算账户逐一确认为一般存款账户、专用存款账户。

确认为基本存款账户的，开户银行应当将书面确认函、需补充的开户证明文件报送中国人民银行当地分支机构，由中国人民银行当地分支机构核发基本存款账户开户许可证。

确认为一般存款账户、专用存款账户的，开户银行应当联系境外机构出具书面确认函、基本存款账户开户许可证及需补充的开户证明文件，并通过人民币银行结算账户管理系统向中国人民银行当地分支机构备案。

- (二) 对于 2010 年 10 月 1 日后，境外机构按照《境外机构人民币银行结算账户管理办法》开立的人民币银行结算账户，应当按照本通知要求补充、规范有关账户信息，开户银行应当与境外机构进行核实确认，及时办理有关银行结算账户变更手续。

境外机构变更账户性质的，应当先撤销银行结算账户，再重新办理银行结算账户开立手续。

- (三) 自本通知下发之日起 3 个月内，对于符合开户条件的银行结算账户，银行应当及时联系境外机构办理上述确认及变更手续。未在规定期限内办理的，银行应当加强与境外机构的联系，并在境外机构第一次办理业务时，要求其首先补办确认及变更手续。对于不符合开户条件的银行结算账户，银行应当通知境外机构办理销户手续，如境外机构自发出通知之日起 30 日内未办理销户手续，逾期视同自愿销户，未划转款项列入久悬未取专户管理。

四. 关于境外机构人民币银行结算账户的使用

- (一) 境内银行应当根据有关人民币跨境业务管理相关规定对境外机构人民币银行结算账户资金收付的真实性和合法性进行严格审查。

- (二) 境外机构人民币银行结算账户收入及支出范围。

1. 收入范围：

- (1) 跨境货物贸易、服务贸易、收益及经常转移等经常项目人民币结算收入；
- (2) 政策明确允许或经批准的资本项目人民币收入；
- (3) 跨境贸易人民币融资款项；
- (4) 账户孳生的利息；
- (5) 从同名或其他境外机构境内人民币银行结算账户获得的收入；
- (6) 中国人民银行规定的其他收入。

2. 支出范围：

- (1) 跨境货物贸易、服务贸易、收益及经常转移等经常项目的境内人民币结算支出；
- (2) 政策明确允许或经批准的资本项目人民币支出；
- (3) 跨境贸易人民币融资利息及融资款项的归还；
- (4) 银行费用支出；
- (5) 中国人民银行规定的其他支出项目。

- (三) 境外机构人民币银行结算账户向境外的划转，以及境外机构人民币银行结算账户之间的划转，银行可以根据境外机构的指令直接办理，另有规定的除外。
- (四) 履行相应手续后，境外机构人民币银行结算账户内的资金可购汇汇出。
- (五) 境内机构与境外机构人民币银行结算账户之间的资金收支，按照跨境交易进行管理，境内收付款行应当按照人民币跨境交易管理的有关规定办理。
- (六) 境内银行应当通过大额支付系统办理境外机构人民币银行结算账户和境内机构之间的跨境资金收支，并在汇款指令交易附言中注明款项的用途。在办理经常项下人民币资金划转时，暂使用大额支付系统汇兑支付报文（CMT100）中的“60-出口贸易结算”和“62-进口贸易结算”。在办理资本项下人民币资金划转时，暂使用大额支付系统汇兑支付报文（CMT100）中的“70-内地机构境外发行债券结算”和“71-内地机构境外发行债券兑付”。待第二代支付系统上线运行后，再按新的业务种类分类处理。
- (七) 境外机构人民币银行结算账户为活期存款账户。境外机构可将人民币结算账户资金用作境内质押境内融资。

五. 关于境外机构人民币银行结算账户管理等问题

- (一) 银行应当在 2013 年底前完成境外机构人民币银行结算账户账号统一标注前缀“NRA”的行内业务系统调整工作。银行在完成 NRA 标注前，应当在境外机构的有关支付指令交易附言中注明“NRA PAYMENT”。
- (二) 银行应当及时将境外机构人民币银行结算账户的开销户信息、基本信息变更、余额信息及其涉及的与境外主体之间资金划转信息向人民币跨境收付信息管理系统报送。中国人民银行、国家外汇管理局建立境外机构人民币银行结算账户信息共享机制。
- (三) 通过境外机构账户与境外、境内之间发生的人民币资金收支，以及由此产生的账户余额变动，均应当按照有关规定办理国际收支统计申报。

- (四) 境内银行办理境外机构人民币银行结算账户项下购汇业务时，应当按照有关规定报送结售汇和头寸统计相关信息。
- (五) 在相关法规明确之前，境外机构人民币银行结算账户资金余额暂不纳入现行外债管理。
- (六) 银行应当采取合理措施了解境外机构客户及其实际控制人，并依据境外机构客户的风险程度采取相应的反洗钱、反恐怖融资措施。跨境人民币大额资金交易报告参照《金融机构大额交易和可疑交易报告管理办法》（中国人民银行令[2006]第2号发布）的大额跨境交易标准。

六. 本通知自发布之日起施行。此前有关规定，与本通知不一致的，以本通知为准。

- 附件： 1. 银行业金融机构对境外机构开立人民币银行结算账户的合法性审核书面声明（略）
2. 世界各国和地区名称及代码（略）

中国人民银行
二〇一二年七月二十六日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。